令和２年６月２９日　資料№.１１
総　務　常　任　委　員　会

総務課

議案第６５号

清掃車の交通事故の損害賠償について

１　事故の概要

（１）日　　　時　　令和元年５月１４日（火）　午前１０時頃

（２）場　　　所　　港区港南三丁目６番

（３）内　　　容

本件は、区の清掃車（小型プレス車）が、収集した可燃ごみを港清掃工場に搬入するため、港区港南三丁目６番の都道品川埠頭線の港南三丁目交差点を左折している途中に、左後方から横断歩道に進入してきた相手方の自転車と接触したことによる人身及び物損事故です。

（４）相手方のけが及び損害の状況

相手方は、左手及び左足の打撲並びに首の痛みを訴え、左腕部の靭帯損傷によるギブス固定３か月の診断を受けたほか、自転車及び衣類を損傷しました。

区については、運転職員にけがはなく、車両にも損傷はありませんでした。

（５）責任の割合　　港区：９０％　　相手方：１０％

２　損害賠償額

１，０６０，０２６円

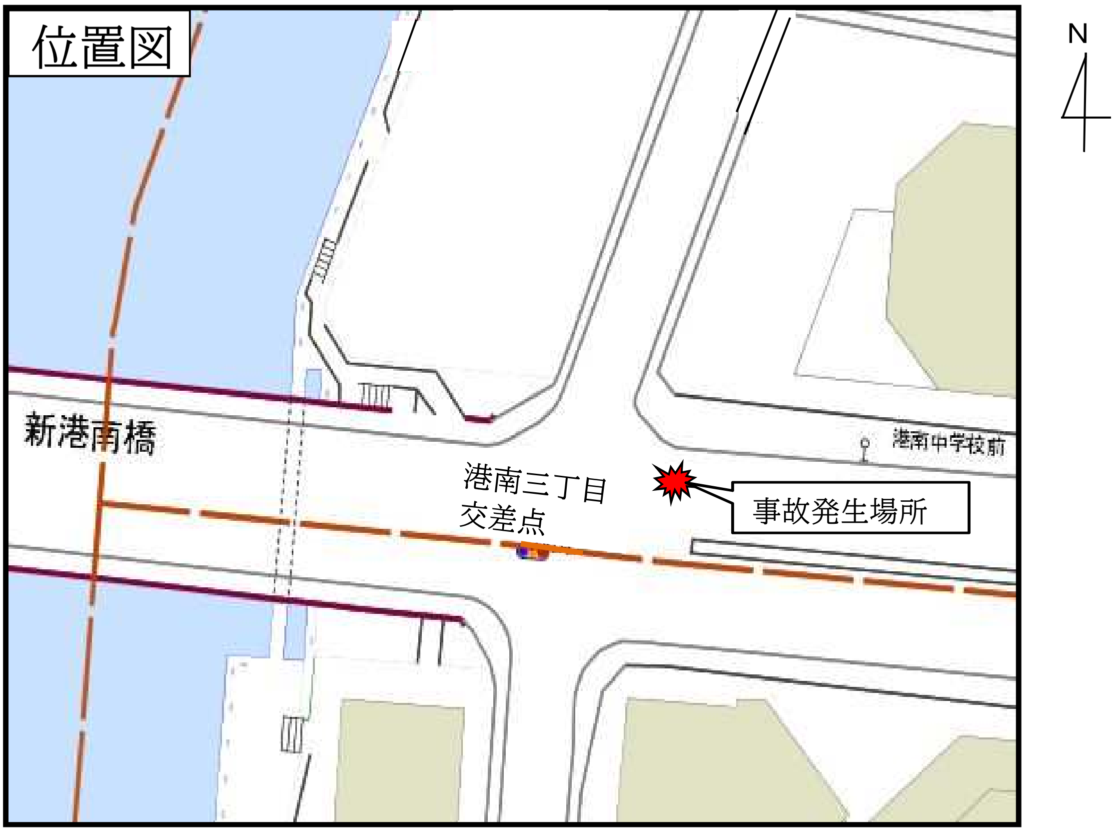
位置図
新港南橋
港南三丁目
交差点
事故発生場所
港南中学校前
N

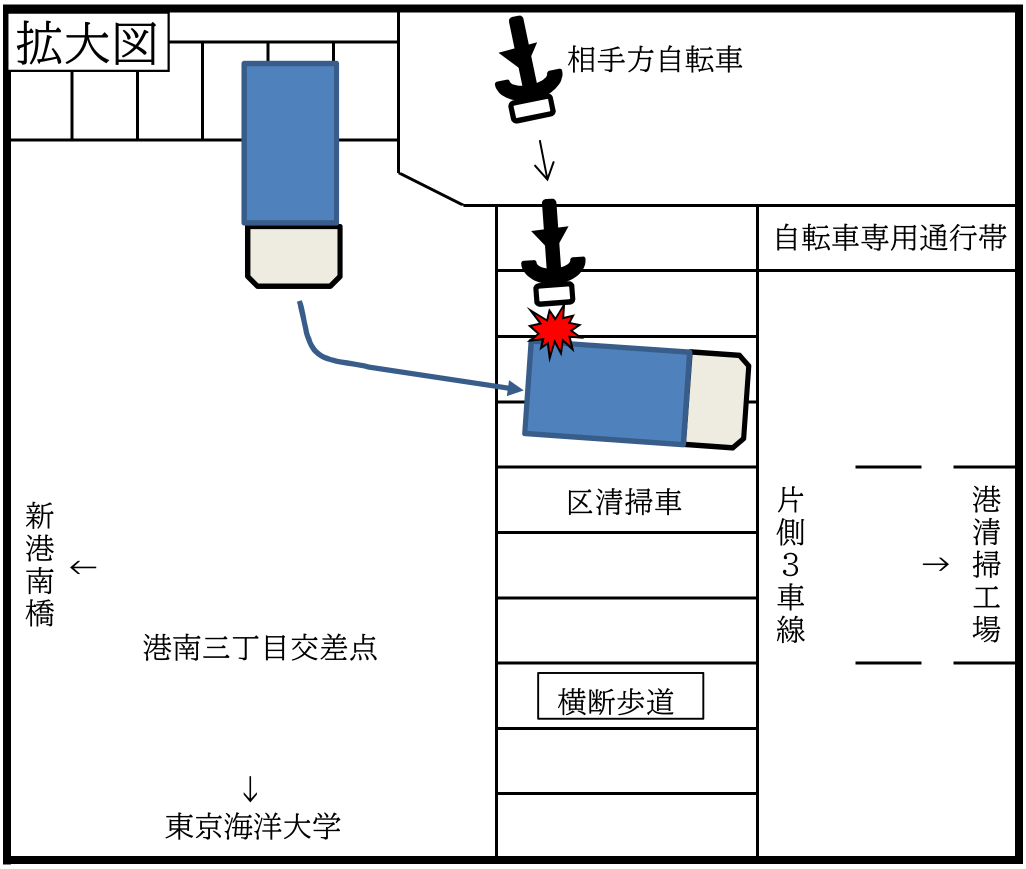
拡大図
相手方自転車
自転車専用通行帯
区清掃車
片側3車線
新港南橋←
港南三丁目交差点
→港清掃工場
横断歩道
↓
東京海洋大学

相手方自転車：前方正面部分
丸枠内が損傷部分

相手方自転車：左側面
丸枠内が損傷部分

区清掃車：左側面
丸枠内は接触部分（損傷なし）

108-0075

住所 東京都港区港南三丁目9番59号
港区みなとリサイクル清掃事務所

氏名 [redacted] 様

交通事故証明書

事故照合番号	高輪署	第0081号	(甲)・乙 との続柄 本人・(代理人)

発生日時	令和 元年 5月14日 午前10時 0分ころ				
発生場所	東京都港区港南3丁目6番				備考
甲	住所	[redacted]			甲・乙以外の当事者 無
甲	フリガナ 氏名	[redacted]	生年月日	[redacted] 男 (50歳)	
甲	車種	自家用 準中型貨物自動車	車両番号	品川800せ8626	
甲	自賠責保険関係	有り 東京海上日動火災	証明書番号	[redacted]	
甲	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他			
乙	住所	[redacted]			
乙	フリガナ 氏名	[redacted]	生年月日	[redacted] 女 (42歳)	
乙	車種	自転車	車両番号	[redacted]	
乙	自賠責保険関係		証明書番号		
乙	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他			

事故類型	人対車両	車両相互						車両単独						踏切	不・調査中明
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接触	追突	○ その他	転倒	路外逸脱	衝突	その他				

上記の事項を確認したことを証明します。

なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。

令和 元年 5月 31日

自動車安全運転センター

東京都事務所長 [印: 自動車安全運転センター東京都事務所長之印]

証明番号	000686	照合記録簿の種別	人身事故

COPY 複写

[redacted] 様

損害賠償額計算書

令和 2年 4月 14日

事故日 令和 1年 5月 14日
最終治療日 令和 1年 12月 24日
入院日数 日
通院日数 24 日
総治療日数 225 日

三井住友海上火災保険株式会社
東京自動車損害サポート部
第三保険金お支払センター
担当者 [redacted]

1. 傷害による損害

	項目	①金額（※1）	備考
1	治療費	375,317	[redacted]の治療費は58,000円を認定しています。
2	看護料		
3	通院費	24,170	交通費明細書のとおり認定しています。
4	諸雑費		
5	その他	148,320	通勤交通費を認定しています。
6	休業損害		
7	慰謝料	496,400	当社任意保険の基準で認定しています。
過失相殺		(−) 104,421	10%で計算しています。判例タイムズ【289】図をご参照ください。
②上記合計		939,786	＞ 自賠責保険基準の金額 749,407

2. 損害賠償額

損害賠償額（※2）	939,786	傷害による損害は、②上記合計の金額を採用しています。

※1、①金額の詳細は、別紙をご参照ください。
※2、傷害による損害は、②上記合計と自賠責保険基準の金額を比較して高い方を採用しています。

【備考】
[redacted]治療費は５８，０００円を認定します。左記認定金額は[redacted]様から医療機関に支払う前提です。

損害賠償額のご案内（物件損害）

[redacted]　様

先日ご送付いただきました着衣損害につきまして検証いたしました結果をご報告致します。
損傷した物件の価値を算定するにあたり、物には全て法定耐用年数が設けてあり、個々の質的価値により、その年数が異なってくるのをご理解下さい。

事故日：　令和1年5月14日

	被害物	購入金額	購入年月日	ｺｰﾄﾞ(*)	損害額	経過年数	減価率	耐用年数	経年減価率	最終残価率	その他
1	自転車	160,000	平成28年5月14日	38	112,000	3.00	30.0%	5	10%	50%	
2	バレンシアガ　パーカー	108,000	平成30年8月15日	6	21,600	0.75	20.3%	3	27%	20%	
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											

損害額合計	133,600		
過失相殺額（―）	13,360	過失割合	10%
損害賠償額	120,240		
既払額（―）	0		
最終お支払額	120,240		